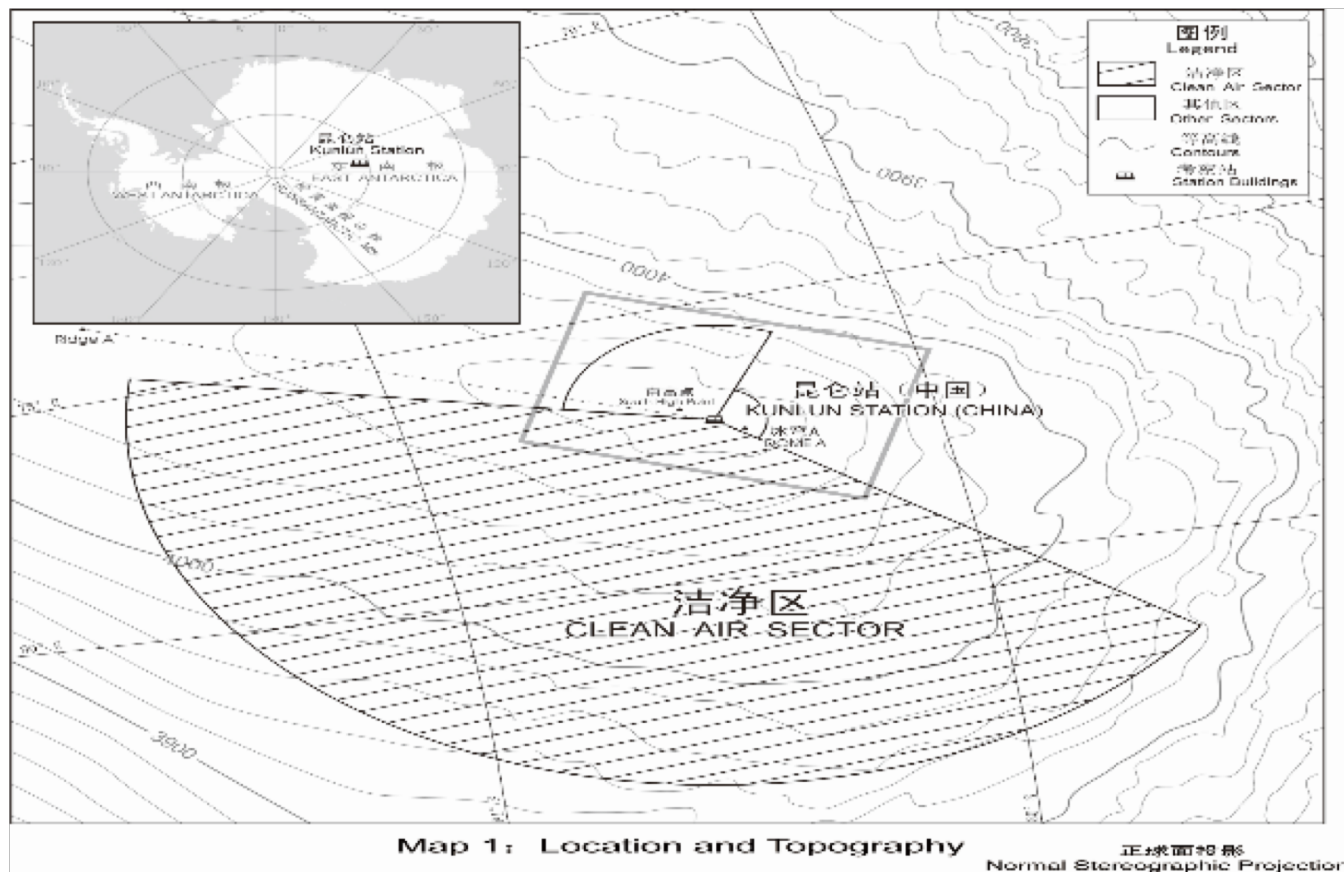


事例：中国による崑崙Dome A基地周辺に 特別管理地区(ASMA)を設置する提案(報告者：幡谷咲子)

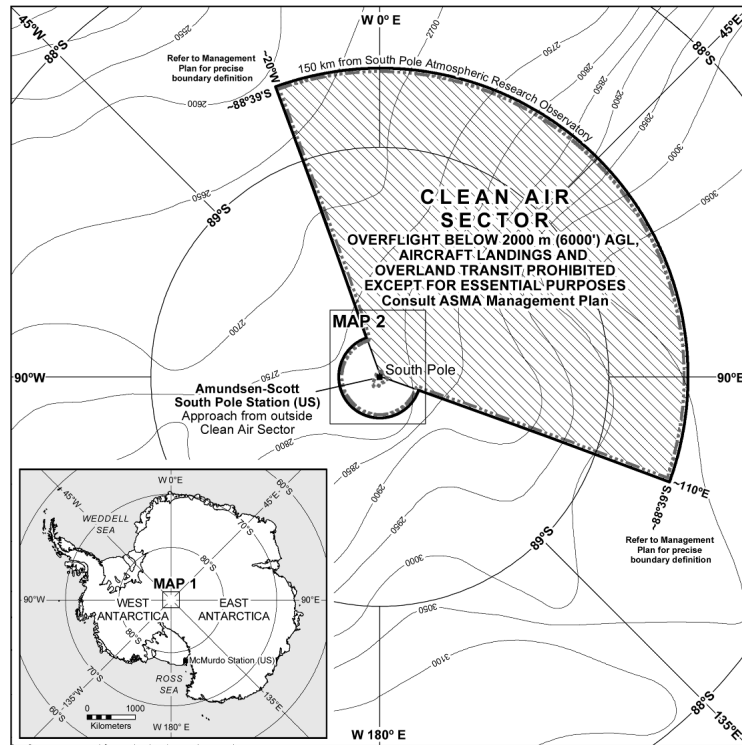


ASMAとは、環境保護議定書附属書V第4条に基づき、ある**特定地区における活動を調整したり、相互干渉を回避したりする目的**で設置される。入域に許可書は不要。ASMA同様に管理計画に基づき、**当該地区の諸活動が規制・管理**される。措置で採択される管理計画は、**法的拘束力あり**。

出典：Final Report of the Thirty-sixth Antarctic Treaty Consultative Meeting (2013)

ASMAに比べASMAはこれまであまり利用されてこなかったが、2006年以降**現在6つ**が設置されている。中国の提案は、2008年以降久しぶりの新規提案である。

特別管理地区(ASMA)の例: Amundsen-Scott極点基地 (米国提案2007年、最新管理計画2017年)



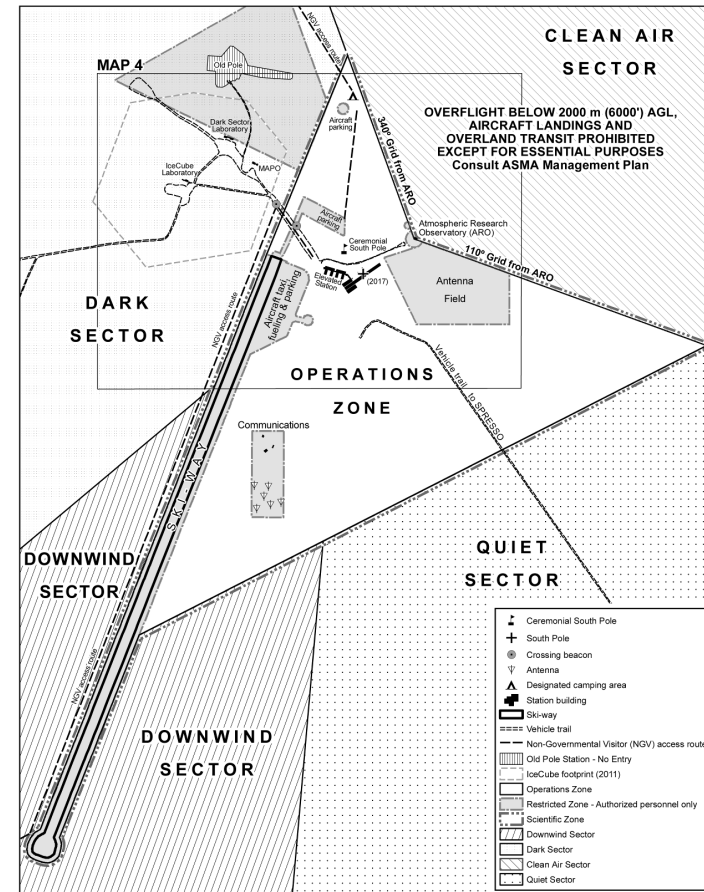
Map 1: ASMA No. 5 - South Pole - Location and topography

23 Mar 2017 (Map ID: 10069.010.07)
United States Antarctic Program
Environmental Research & Assessment



- Contour (50 m)
- ASMA Boundary
- Clean Air Sector
- Permanent ice
- Scientific Zone
- Station building

Projection: Polar Stereographic;
Spheroid and horizontal datum: WGS84;
Data source: Coast & topography: SCAR ADD (v.6 - 2012);
ASMA boundary, Zones & Sectors: ERA (Feb 2017).



Map 3: ASMA No. 5 - Amundsen-Scott South Pole Station - Operations Zone

03 Apr 2017 (Map ID: 10069.013.12)
United States Antarctic Program
Environmental Research & Assessment

0 500 1000
Meters



Projection: Polar Stereographic;
Spheroid and horizontal datum: WGS84;
Data source: Infrastructure: ABC CAD Survey (2016/17);
Zones & Sectors: ERA (Feb 2017).

基地回りが半径20kmの半円、クリーンエア科学観測区域として150kmの半円で囲まれた地域(図左)。科学・ロジ要員最大150名、観光その他民間活動最大250名。科学活動への干渉ないし安全面から「立入制限区域」(図右)を設置。

事例：中国による崑崙Dome A基地ASMAの問題

- 2013年に提案されてから、設置に反対する協議国が複数あり、現時点で設置に至っていない。2017年より中国は妥協案として「行動綱領」を先に採択することを提案するが、これも受け入れられていない(2018年41 ATCMまで)。
- 2018年の議論では、中国は、Kunlun基地に設置する高性能望遠鏡による宙空観測のために特別規制が必要と主張。
- 2019年Nengye Liu論文*：Dome AのASMA設置提案を、ロス海MPAと並べて、「**南極条約体制に対する中国の挑戦？**」のタイトルで紹介している。Liu論文は、Kunlun基地ASMAへの反対は、(1)他国の科学活動への制約(米・英)と(2)地区管理で領域的主権を主張(Brady)を指摘。→ATCM文書から客観的に分析する必要。
- 中国第5基地周辺にASPA設置意向とイタリアの懸念(Final Report 2018, paras. 106-107; CEP Report 2018, paras. 48-55)。→**基地設置と並行して周辺に区域的管理保護を求める中国の意図は何か？**

* Nengye Liu (2019) “The rise of China and the Antarctic Treaty System?” *Australian Journal of Maritime and Ocean Affairs*

事例：中国による崑崙Dome A基地ASMAの問題

➤ 中国の主張：

- 附属書V第4条の要件満たしている(科学的・環境的保護価値あり、将来複数の活動が予想される、単独提案のASMA過去にもあった等)①
- 事前に適切な措置をとるべき。①
- 国内法に基づく措置より透明性とvisibilityが高いATCMの制度が適切。①
- Dome Aでの国際科学活動を制約する意図はないどころか、それを促進したい。②③

➤ 各国の反対理由(米・独・諾・豪・亜などが中心)：

- まだ国際的科学的計画や他の国際的活動が実現していない。時期尚早。①
- 調整や抵触回避を要する活動はまだない。→ASMAは不要。①
- 中国隊の活動を規制したいのであれば中国の国内手続で十分。②
- 行動綱領は他国隊の活動を規制することを意図しても無理。→行動綱領も不適切。③

①WP 29 (2016); CEP Report (2016), paras.138-145.

②WP 35 (2017)

③ WP14 (2018)

中国によるDome A基地ASMAの問題:まとめ

- 中国がDome A周辺に何等かの国際的な管理制度をATCMを通じて設立したいという強い意志があることは明らか。
- ただ、その根拠となる中国の活動や意図について不明確な部分が多く、国際的な管理制度の必要性につき十分な説明ができていないというのも事実。
- 中国が想定する管理制度が、(将来増えると中国が予想する) Dome Aでの他国隊の活動に(も)適用されようとしていることに対し、他の協議国は疑心暗鬼になっているようである。
- 他方で、中国がATCM制度の方がvisibilityが高いという理由を挙げていることから、Dome A到達の成果(=南極主導者の地位)を単にもっと目立たせたい、というメンツに拘っている可能性もあり。